

# 淀調だより

第32号 (令和8年3月発行)



オリーブの栽培(淡路島)

## 管内情報

- ― 事務所の業務(令和8年度調査予定及び事業予定地区) … 1
- ― 管内の水利権 … 2
- ― 国営施設応急対策事業「湖北地区」の完工 … 5
- ― 地域整備方向検討調査「加古川西部地域」 … 7
- ― 全体実施設計「近江東部地区」 … 8
- ― 国営造成土地改良施設整備事業「日野川地区」 … 10
- ― 財産管理課からのおしらせ … 11
- ― ドローン講習会 … 12
- ― 加古川水系直轄管理事業「東播用水地区」における近年の渇水調整 … 13

## トピック

- ― 外来種等が農業水利施設に及ぼす影響と対策の手引きの改訂 … 18
- ― 新たな食料・農業・農村基本計画(令和7年4月) … 19
- ― 土地改良法の改正(令和7年4月) … 20
- ― 新たな土地改良長期計画の策定(令和7年9月) … 20
- ― 事務所の組織体制 … 21

## 農林水産省

近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所

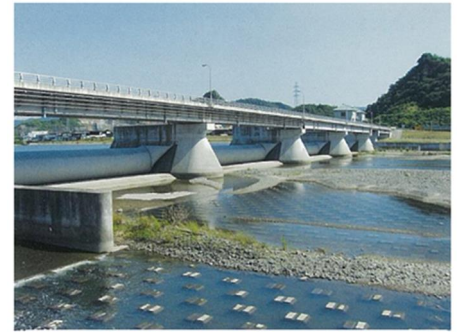


## 管内の水利権

当事務所では、淀川水系7地区、加古川水系3地区を対象に、国営事業実施時に取得した農林水産大臣水利権の更新協議に関する業務を行っています。

水利権の更新に当たっては、国営事業完了後、当該地域において作目等の営農形態が変化していないか、水需要が変化していないかを事前に調査し、必要に応じて権利内容(必要水量等)を見直した上で、河川管理者との協議に臨んでいます。

また、河川法令の遵守及び適切な取水管理を実現するため、国の水利権に基づき利水する者(土地改良区等)に対する指導なども行っています。



野洲川地区 石部頭首工

### 当事務所が所掌する水利権一覧

(令和8年1月末時点)

| 水系名   | 地区名          | 河川名                | 河川区分 | 許可権者   | 許可期限     | かんがい面積(ha) | 最大取水量の計(m <sup>3</sup> /s) |
|-------|--------------|--------------------|------|--------|----------|------------|----------------------------|
| 淀川水系  | 新湖北(湖北)      | 余呉川、高時川、草野川、余呉湖 他  | 1級   | 国土交通大臣 | R12.3.31 | 4,519.4    | 27.180                     |
|       | 大中の湖         | 琵琶湖 他              | 1級   | 国土交通大臣 | R16.3.31 | 974.8      | 3.415                      |
|       | 津田内湖         | 長命寺川               | 1級   | 滋賀県知事  | R12.3.31 | 83.0       | 0.137                      |
|       | 湖東平野(愛知川)    | 愛知川、加領川、宇曾川        | 1級   | 国土交通大臣 | R7.3.31* | 6,877.0    | 16.662                     |
|       | 野洲川沿岸        | 野洲川、思川             | 1級   | 国土交通大臣 | R10.3.31 | 2,659.5    | 11.818                     |
|       | 日野川          | 日野川、出雲川、佐久良川、琵琶湖   | 1級   | 国土交通大臣 | R9.3.31  | 4,822.1    | 11.480                     |
|       | 大和高原北部       | 遅瀬川                | 1級   | 国土交通大臣 | R16.3.31 | 610.1      | 0.369                      |
| 加古川水系 | 東条川二期(東条川)   | 東条川、鴨川 他           | 1級   | 国土交通大臣 | R15.3.31 | 3,004.8    | 8.435                      |
|       | 加古川西部        | 仕出原川、野間川、大和川、杉原川 他 | 1級   | 国土交通大臣 | R10.3.31 | 3,659.5    | 10.273                     |
|       | 東播用水二期(東播用水) | 篠山川、淡河川、四斗谷川、志染川 他 | 1級   | 国土交通大臣 | R16.3.31 | 7,313.0    | 20.026                     |

※「許可期限」に「\*」が付いているものは更新協議中。

※「最大取水量の計(m<sup>3</sup>/s)」は、注水・集水用の取水量を含む。

土地改良区を中心とした水利使用関係者の皆様におかれましては、日頃より農業用水の適正な取水管理や利水調整に御尽力頂きましてありがとうございます。

農業水利にかかる河川法令の遵守について、再度の御認識と法令遵守の徹底をお願い致します。

### かんがい用水の適正な取水管理

- 水利使用規則第1条(目的)に規定する「かんがい」目的以外の流水の占用(河川水の利用)はできないことを了知願います。
- 水利使用規則第3条(最大取水量等)に規定する最大取水量、年間総取水量を超えて流水の占用はできないことを了知願います。
- 水利使用規則の期別取水量や取水条件について施設操作者が目視できるように、操作卓への貼出し等を行い、更に取水操作開始前に確認を行い、期別取水量等の誤認のないよう徹底をお願いします。
- 期別最大取水量や取水制限流量の切替日等の誤認による超過取水を防止するため、切替日に施設管理者に対して啓発しますので引き続き対応をお願いします。
- 末端の水管理を行う水利組合などを含めて適正な取水管理の徹底をお願いします。

### 河川法第26条第1項に係る協議実施の徹底

- 河川内工事については、事前に河川管理者への協議を徹底されるようお願い致します。
- また、協議内容と異なる施工を行う必要が生じた場合には、内容の大小にかかわらず、河川管理者へ相談し、変更協議の要否について確認をお願いします。
- 水利使用施設の構造を変更する場合には、水利使用の変更協議が必要になります。工事実施前に水利使用者への相談と協議に係る情報を淀調企画課まで共有をお願いします。



河川内工事の一例(土砂撤去)

## 河川法令遵守に対する意識向上

- 適正な取水管理には、利水者全体の河川法令遵守に対する意識の向上が必要です。機会があるごとに関係者（水利組合、組合員等）への注意喚起・法令遵守意識の啓発に御協力をお願いします。

## 営農の変化に伴う水需要の変化への対応

- 担い手への農地の集積に伴って、かんがい期間が長くなる等、営農の変化に伴い、水需要も変化することが想定されます。
- 組合員の方々から、現行水利権での対応が困難な水利使用に関する要望等がありましたら、淀調企画課まで、情報提供をお願いします。

# 国営施設応急対策事業「湖北地区」の完工

## 1. 事業工期

令和2年度～令和7年度

## 2. 関係市町村

滋賀県 長浜市

## 3. 概要



湖北地区は、滋賀県長浜市に位置する4,519haの農業地帯です。本地区では、農業用水を河川に依存してきましたが、河川の流域面積はかんがい面積に比べて小さく、水量が豊富ではないこと等から古くから水争いの歴史が続いてきました。

そのため、湖北地区では、国営湖北土地改良事業（昭和40年度～昭和61年度）により草野川頭首工、高時川頭首工、余呉川頭首工の取水施設及び余呉湖補給揚水機の基幹的農業水利施設を造成し、余呉湖及び琵琶湖に用水補給源を求め、用水不足を解消してきました。

その後、地区の営農形態の変化により用水需要量が増加していることに加え、環境・景観保全の面から余呉湖からの用水利用が一部困難になってきたことから、国営新湖北土地改良事業（平成10年度～平成21年度）により琵琶湖から余呉湖に補給する余呉湖第二補給揚水機及び余呉湖第二補給送水路の増設等が実施されました。

これらの施設は、湖北土地改良区が適切な維持管理等を行い、機能を維持してきました。近年、余呉幹線水路及び草野幹線水路において周辺の地下水位の変動に伴う管基礎部の土圧変化による管体のたわみや、それが進行したことによる割れや座屈変形等によって漏水事故等の不測の事態が発生しています。加えて、余呉川頭首工においては、ゲート付帯施設に老朽化による漏油が生じる等、経年劣化が進行しており、維持管理費の増加や農業用水の安定供給への支障が生じています。

これら農業水利施設の機能保全と機能回復に資するため、令和2年度から令和7年度までの6年間で、総事業費2,170百万円の国営施設応急対策事業を実施してきました。

令和7年度末で国営施設応急対策事業「湖北地区」が完了することとなり、淀川水系土地改良調査管理事務所は、令和8年1月28日に長浜市役所高月分庁舎会議室にて事業完了報告会を開催しました。

事業完了報告会では、滋賀県、長浜市、滋賀県土地改良事業団体連合会、湖北土地改良区、近畿農政局等の関係者が出席する中、近畿農政局 平山農村振興部長から、水稻を中心に、水田の畑利用による小麦、大豆、ブロッコリー等を組み合わせた土地利用型農業が展開され、県下有数の農業地帯となっている本地区の振興を願うとともに事業の推進に御尽力された関係者への感謝が述べられました。



平山農村振興部長から式辞

続いて、中田 滋賀県農政水産部長及び浅見 長浜市長から祝辞が述べられ、事業完了のお礼と地域経済を牽引する水稻を中心とした農業の発展に期待が寄せられました。

茂木 淀川水系土地改良調査管理事務所長からは本事業の事業経過報告が行われ、これまでの実施経過や対象施設の整備結果について説明が行われました。



余呉幹線水路管布設状況（開削区間）



取水ロケット開閉装置更新完了  
（余呉川頭首工）

最後に、野田 湖北土地改良区理事長から「本年度は少雨、酷暑で農業用水を配水するには非常に厳しい環境にありましたが、本事業で施設を更新し、土地改良区の使命を果たすことができました。引き続き、整備していただいたこの施設を適正に維持保全し、地域の農業、農村の振興に努めて参ります。更なる御指導と御支援をお願い申し上げます。」と謝辞が述べられ、農業水利施設の重要性と将来にわたる農業・農村振興に寄与する思いが示されました。



事業完了報告会 記念撮影（来賓の皆様）

本事業の着工から完工に至るまで、関係機関並びに地元の皆様には、多大なる御支援と御協力を賜り、この場を借りて心より御礼申し上げます。

# 地域整備方向検討調査「加古川西部地域」

## 1. 調査年度

令和8年度～令和11年度(予定)

## 2. 関係市町村

兵庫県 加西市、小野市、西脇市、加東市、姫路市、  
多可郡多可町

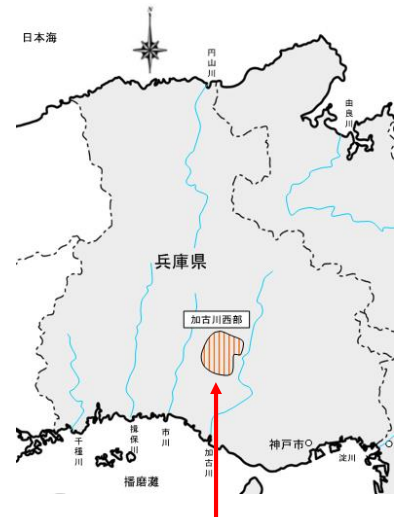
## 3. 概要

加古川西部地域は、兵庫県の播磨平野中央部に位置し一級河川加古川中流右岸に広がる農業地帯であり、水稻、酒米(山田錦)を中心に、麦、大豆、野菜を組み合わせた複合経営型の営農が展開されています。

本地域では、昭和42年度から平成2年度にかけて国営総合かんがい排水事業「加古川西部地区」により農地造成をはじめ、糞屋ダム、杉原川揚水機場(高田頭首工含む)、大屋頭首工、赤坂頭首工及び柳頭首工、幹線水路などの基幹的農業水利施設が整備されました。

しかし、これらの施設は造成後30年以上が経過しており、各頭首工は経年的な施設の劣化により洪水吐ゲート及びエプロン部の老朽化が著しく、また、水路はパイプラインの突発事故も増加傾向にあり、農業用水の安定供給に支障をきたしているとともに、施設の維持管理に多大な労力と費用を要しています。

そのため、老朽化した頭首工及び幹線水路等の改修を行い、地区内の利水運用の改善を図る等の検討を行い、整備構想を策定する調査を実施します。



加古川西部地域



頭首工ゲートの発錆、  
水密ゴムの変形



水路の鉄筋露出



加西トマト(地域ブランド)

# 全体実施設計「近江東部地区」

## 1. 実施年度

令和5年度～

## 2. 関係市町村

滋賀県 東近江市、近江八幡市、愛荘町、豊郷町

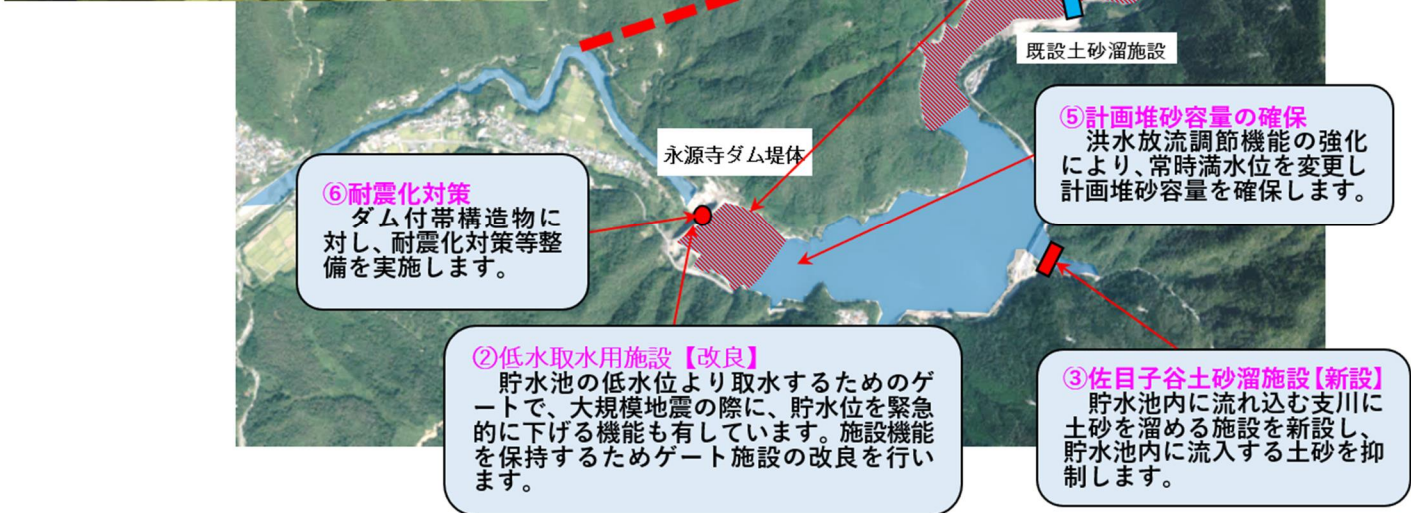
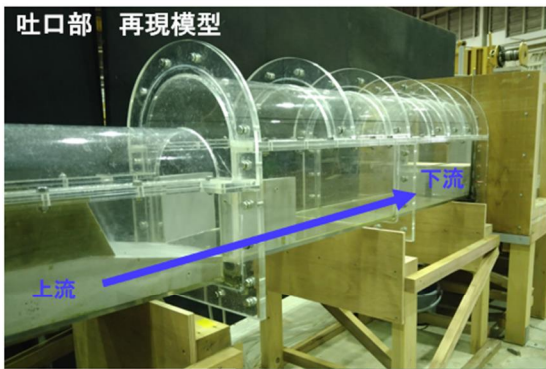
## 3. 概要

永源寺ダムは、国営かんがい排水事業「愛知川地区」（昭和27～58年度）で整備されましたが、その後、集中豪雨や上流域の荒廃等により従来を大きく上回る量の土砂がダムに流入したことで、多くの土砂が貯水池内に堆積しました。これら堆砂の影響がダムの低水取水用施設にまで及んだ場合、渇水時の低水取水や大規模地震の際の緊急水位低下が困難となるおそれがあります。堆砂による影響を緩和し、各施設の機能回復を図るため、当事務所では全体実施設計「近江東部地区」として、永源寺ダムの堆砂対策にかかる検討を行っています。

特に、農業用利水ダムでは初となる下図の『①排砂バイパス』の設置については、これまでに、数値解析モデルを用いた排砂バイパスの効果予測やバイパス呑口部及び吐口部の水理模型実験などを行っており、引き続きバイパス吐口部の水理模型実験を行うほか、今後は、②～⑥の各事業メニューについても調査結果を基に基本設計を進めていく予定です。



堤体付近の堆砂状況



## 4. 環境調査 ～ビワマスの遡上～

### 4-1. 背景

土地改良事業の実施に際しては、「環境との調和に配慮すること」が土地改良法に定められており、「近江東部地区」においても、整備内容の具体化に伴い環境調査を実施しています。調査により、生態系の指標性や事業による影響の程度等の観点から、特に保全すべき動植物が確認された場合、保全対象生物に選定し、事業による影響をできる限り小さくするよう配慮する必要があります。

令和5年度に環境配慮検討委員会を開催したところ、有識者から、本事業で整備予定の排砂バイパス吐口部付近において、保全対象生物の候補種であるビワマスの遡上が確認されている旨の指摘があり、現地調査を実施しました。

### 4-2. ビワマスとは

ビワマスは、サケ科に属する琵琶湖固有の魚です。10月下旬～11月下旬にかけて、雨が降って河川が増水すると、琵琶湖から河川に遡上して産卵します。産卵はメスが尾鰭を使って直径1mほどの産卵床を掘って行き、産卵後は尾鰭で卵に砂礫をかぶせます。河川で孵化した稚魚は、6～7月に琵琶湖に下り、2～4年で成熟し、大きいものは60cmを超えます。

2025年6月21日付の国際学術誌にて、琵琶湖固有の新種としてビワマスに新たな学名「*Oncorhynchus biwaensis* (オンコリンカス・ビワエンシス)」が付けられました。

(参考:「ビワマス」, 滋賀県HP (2023), <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/18668.html>)

### 4-3. ビワマス調査

令和7年、ビワマスの遡上時期である11月に2回、永源寺ダム直下から排砂バイパス吐口部付近の範囲において、潜水観察等を行った結果、合計11匹のビワマス生体、合計7個の産卵床が確認されました。その内3個の産卵床は、同年3月及び8月に、河川環境改善を目的として滋賀県及び愛知川漁業協同組合が河床に土砂を投入する置土を実施した場所にあったため、置土によって産卵に適した砂礫に富む河床が形成されたと考えられます。

今後も調査を継続するとともに、環境配慮検討委員会を開催し、環境配慮計画(案)の検討を行うこととしています。



ビワマス生体



産卵床



卵 ※産卵床表面に露出したもの

# 国営造成土地改良施設整備事業「日野川地区」

## 1. 実施年度

令和9年度～令和11年度(予定)

## 2. 関係市町村

滋賀県 近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町及び同郡竜王町

日野川地区



## 3. 概要

日野川地区は、滋賀県の東部に位置する一級河川日野川の流域に広がる4,875haの農業地帯であり、水稻を中心に小麦、大豆、野菜等を組み合わせた土地利用型の多様で複合的な農業経営が展開されています。

本地区では、昭和49年度から平成6年度にかけて国営かんがい排水事業「日野川地区」により基幹的な水利施設である蔵王ダム、頭首工、琵琶湖逆水のための揚水機場及び用水路が築造され、農業生産基盤の整備が行われました。その後、事業完了から約30年が経過し、管水路の老朽化、揚水機場、頭首工等の施設機械設備及び電気設備における摩耗・腐食、電動機集電部の焼損、機側操作盤の故障が発生するなど、経年に伴い性能低下が生じたため、平成25年度から令和4年度にかけて国営施設機能保全事業「日野川地区」により、施設の長寿命化、維持管理費と労力の軽減を図り、機能を保全することを目的として、補修・改修が行われました。

しかし、本地区のダム、頭首工、揚水機場の利水管理、洪水管理に必要な水管理施設は、耐用年数を超過しており、施設の経年的な劣化による故障の発生等が懸念されるほか、水管理施設において使用しているNTT専用回線が令和11年3月をもってサービス終了となることから、他のサービスへの移行対応が喫緊の課題となっています。令和8年度の国営造成土地改良施設整備事業の制度拡充により、国造施設と県造施設の一体的なシステム更新が可能になったことから、通信回線を含む本地区の水管理施設一式(親局1局、子局43局(国造23局、県造20局))の更新を計画しています。



中央管理所 監視盤  
グラフィックパネル



蒲生頭首工 TM/TC子局装置  
(国造施設)



蒲生東部5号分水工 TM/TC子局装置  
(県造施設)

## 1. 完了地区における権利保全対策（地上権等の更新）

当事務所管内では、農業用水トンネルやパイプラインに対し設定された区分地上権などの権利のうち、50～60年の有期限のものについて、早いものは令和12年に満了を迎えます。

これら権利の期限が満了すると、その対象施設は法的に権原のない状態となり、安定的な施設の利用に影響が及びかねません。

このため当課では、完了地区内で期限の満了を迎えるこれらの設定済み権利について、順次更新手続きを行っています。

各関係機関におかれましては、この取組への御協力と御配慮をよろしくお願い致します。



地下工作物（パイプライン）



権利設定イメージ

## 2. 他目的使用等の手続きにおけるオンライン申請（eMAFF）の推進

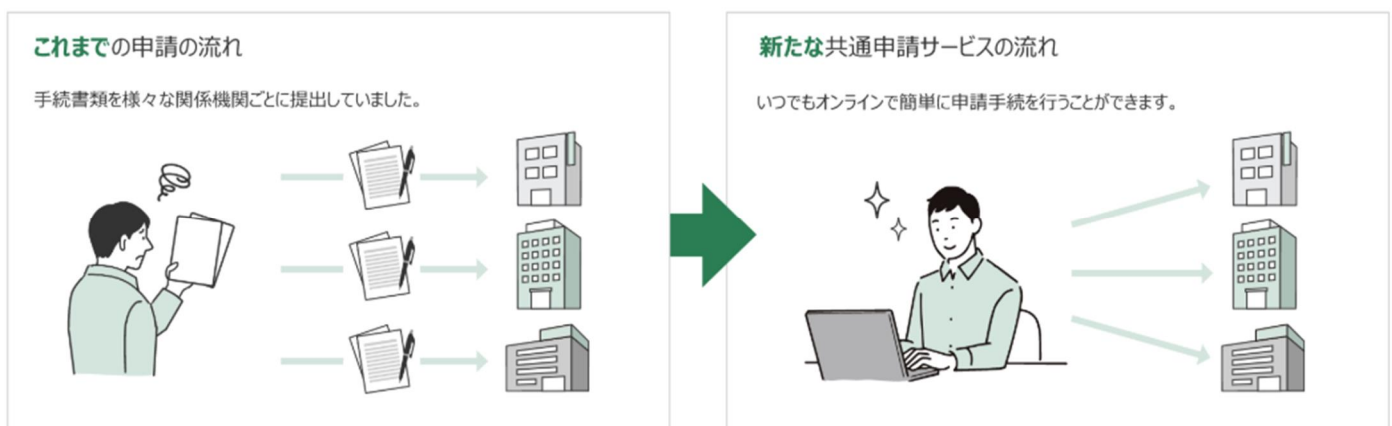
令和3年4月から、「農林水産省共通申請サービス（通称:eMAFF）」の運用が開始され、土地改良財産の他目的使用等の申請に係る手続きについてもオンライン申請が可能となっています。

当面は書面申請も可能ですが、オンライン申請は利用者の利便性の向上につながり、ペーパーレス化、事務省力化等にも役立つサービスとなりますので、ぜひ御活用いただきますようお願い致します。

（参考）農林水産省ホームページ

「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」

<https://www.maff.go.jp/j//kanbo/dx/emaff.html>



## ドローン講習会

当事務所では、災害発生時における現地調査の際、職員の安全を確保しつつ農業水利施設の被害状況を把握するための手段として、また、平常時には、農業水利施設の現状や営農状況を把握するための手段として、小型無人航空機（以下「ドローン」という。）を保有・運用しています。



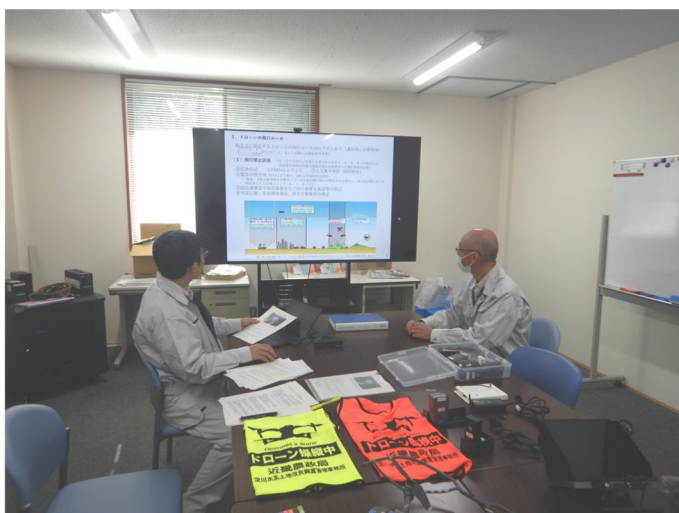
当事務所が保有するドローン

ドローンの運用にあたっては、国土交通省が定めるガイドラインを元に作成した運行管理規程や管理細則に従い、点検・整備を行うと共に、操縦に必要な技術を習得・維持するための講習会を開催し、その講習会を受講・修了した職員だけが操縦できることとしています。

令和7年度は、7月、11月の2回にわたり、計7名の職員を対象に講習会を行いました。講習会は座学と操縦訓練で構成されており、座学では、ドローンの特性、飛行するにあたり遵守すべきルール、事故発生時の対応、点検整備方法などについて講義を行いました。操縦訓練では、機体の上昇下降や旋回をはじめ、水平移動や空撮などの方法について、受講生それぞれが機体を操縦しながら技術を習得しました。

講習会を受講した職員からは、「目視と機体カメラを用いる場合とで、操縦性が大きく異なることが分かった。」、「ため池の現地調査にぜひ使ってみたい」といった感想が寄せられました。

当事務所では、今後も引き続きドローン講習会を開催し、操縦者の確保に努めるとともに、機体の新たな活用法についても検討していきたいと考えています。



座学の様子



操縦訓練の様子

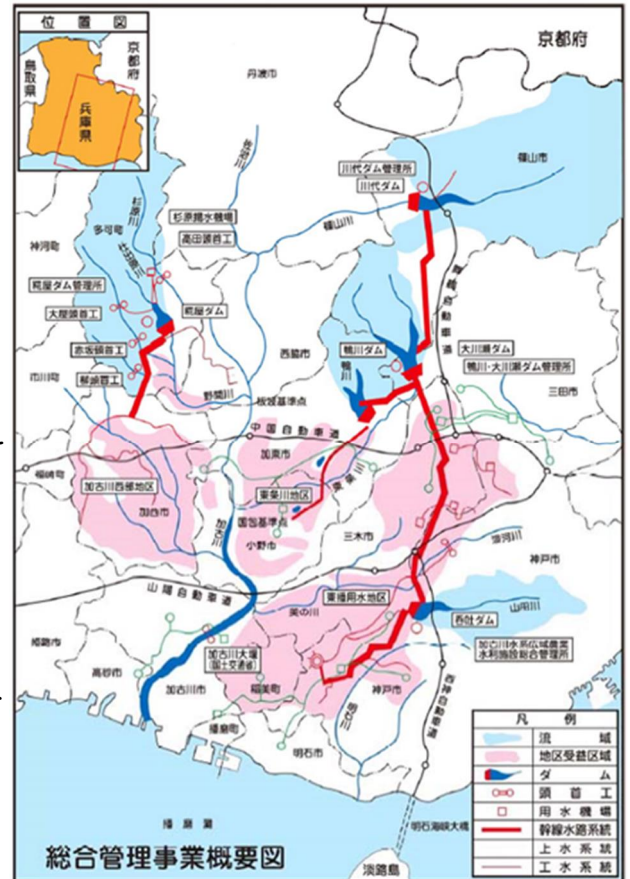
# 加古川水系直轄管理事業「東播用水地区」における近年の湧水調整

## 1. 地区概要

本地区は、兵庫県で最大の流域をもつ加古川の左岸に位置する、播磨平野東部と六甲山地の北西側の北神戸地域であり、神戸市、明石市、加古川市、三木市及び稲美町の5市町にまたがる約7,300ヘクタールの農地を受益地としています。

本地域の現在の農業の特徴としては、水稻、酒造好適米を中心に麦、大豆や野菜を組み合わせた複合経営が営まれているほか、樹園地ではぶどうを中心とした果樹が作付され、都市近郊の立地条件を活かした農業が展開されています。

地域の水源開発の歴史について見ると、いなみ野台地周辺は、日本有数の小雨地帯であり、近くに大きな河川もなく、かつては水利に乏しい乾燥した台地でした。



おうご

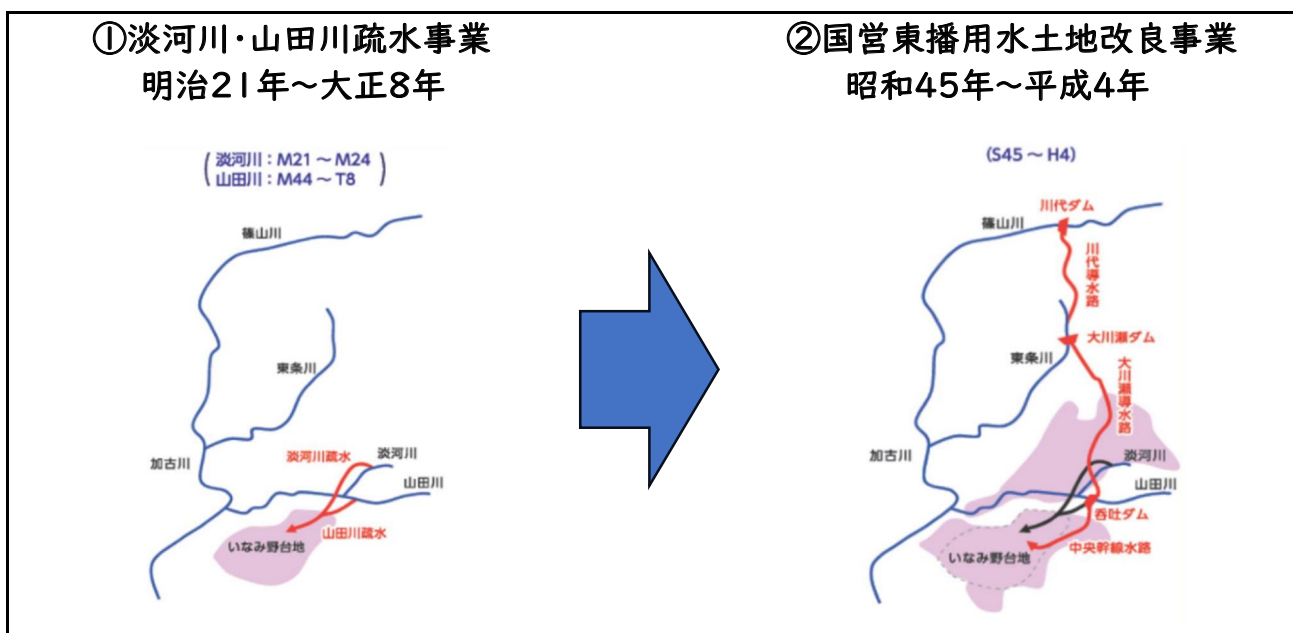
明治から大正に行われた淡河川・山田川疏水事業、いわゆる淡山疏水事業により、米作への転換のための新たな農業水利が実現しました。しかしながら、水利権が冬場にしかないという制約があったため、ため池に依存する不安定な水利体系でした。

戦後、食料増産が国の緊急課題となると、この地域でも新たな農業用水の開発要望が高まるとともに、昭和30年代以降の人口増加に伴う水道用水不足の問題も表面化していました。

こうしたことから、昭和45年度から平成4年度にかけて、兵庫県企業庁(上水道)との共同事業として国営東播用水土地改良事業が実施され、いなみ野台地とその周辺地域の当時約8,000haの農地に対し、川代ダム、大川瀬ダム、呑吐ダムの3つの水源と総延長約110kmに及ぶ壮大な水利ネットワークが構築されました。

その後、老朽化した施設の大がかりな改修を目的とした国営東播用水二期土地改良事業が平成25年度～令和3年度に実施され、現在に至ります。

## 【東播用水地区の用水開発】



## 2. 渇水調整の経緯

加古川水系直轄管理事業では、過去に実施された東条川地区、加古川西部地区及び東播用水地区の3つの国営土地改良事業で築造された基幹施設の一元管理を行っていますが、東播用水地区は他の地区と異なり、神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町、播磨町など都市部、都市近郊部への上水道用水として兵庫県企業庁へ通年送水を行っていることから、非灌漑期であっても吞吐ダム、大川瀬ダムの貯水量には注意が必要です。

これまで、過年度では、平成6年度から平成22年度にかけ計6回（平成6、13、14、17、20、22年度）実施した取水制限も、平成22年以降実施されていませんでしたが、近年では、令和5年度から令和7年度にかけ、毎年取水制限を実施している状況で、気候変動による渇水リスクが懸念されるところです。

近年の渇水調整の実施状況について、令和5年度では、8月の台風7号以降秋～冬にかけて少雨傾向となり、吞吐ダムと大川瀬ダムの合計貯水率（以下「2ダム貯水率」という。）が27.6%まで低下したため、以下の取水制限を実施しました。

### 【令和5年度】

| 利水者 | 取水制限       | 制限期間                |
|-----|------------|---------------------|
| 農水  | ため池への送水停止  | 令和6年2月8日～令和6年2月26日  |
| 上水  | 取水制限10%カット | 令和6年1月15日～令和6年2月26日 |

令和6年度に入っても7月の梅雨明け以降の夏場も少雨傾向となり、10月初旬には2ダム貯水率が22.5%まで低下したため、以下の取水制限を実施しました。

【令和6年度 灌漑期】

| 利水者 | 取水制限                     | 制限期間                                       |
|-----|--------------------------|--|
| 農水  | ため池への送水停止                | 令和6年9月26日～令和6年11月5日                        |
| 上水  | 取水制限10%カット<br>取水制限20%カット | 令和6年9月19日～令和6年9月25日<br>令和6年9月26日～令和6年11月5日 |

しかし、その後も水位は回復せず、以下の取水制限を余儀なくされました。

【令和6年度 非灌漑期】

| 利水者 | 取水制限                     | 制限期間                                       |
|-----|--------------------------|--|
| 農水  | 取水制限10%カット<br>取水制限20%カット | 令和7年2月17日～令和7年2月26日<br>令和7年2月27日～令和7年3月10日 |
| 上水  | 取水制限10%カット<br>取水制限20%カット | 令和7年2月17日～令和7年2月26日<br>令和7年2月27日～令和7年3月10日 |

令和7年3月下旬の降雨により、呑吐ダム、大川瀬ダムの2ダム貯水率は60%まで回復しましたが、4月に入っても例年以上に降雨が少ない状況で、かんがい期を控える中、4月下旬で2ダム貯水率が50%までしか回復しなかったため、東播用水土地改良区（農水）と兵庫県企業庁（上水）に対し、4月24日付けて節水依頼文書を発出しました。

【兵庫県企業庁あて節水依頼文】

【東播用水土地改良区」あて節水依頼文】

7 近淀加第34号  
令和7年4月24日

兵庫県企業庁利水事務所長 殿

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長  
(加古川水系広域農業水利施設総合管理所駐在)

渇水期における利水調整について（渇水対応のお願い）

日頃は直轄管理事業（加古川水系地区）の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、ご存じのとおり昨年末からの少雨傾向及び期待していた前線による降雨も貯水率を回復するに至らず、東播地域の水源である大川瀬ダム、呑吐ダムの貯水量が日ごとに減少する状況です。

これからかんがい期にはいるため、このまま少雨傾向が続きますと、大川瀬ダムと呑吐ダムの合計貯水率が5月4日頃に40%、5月13日頃に30%、5月21日頃に20%を下回りその後の必要水量の送水が困難になると予想されますので、状況ご賢察のうえ、今後の節水対応につきまして、受水団体など利水者様との調整をお願いいたします。

7 近淀加第34号  
令和7年4月24日

東播用水土地改良区理事長 殿

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長  
(加古川水系広域農業水利施設総合管理所駐在)

渇水期における利水調整について（渇水対応のお願い）

日頃は直轄管理事業（加古川水系地区）の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

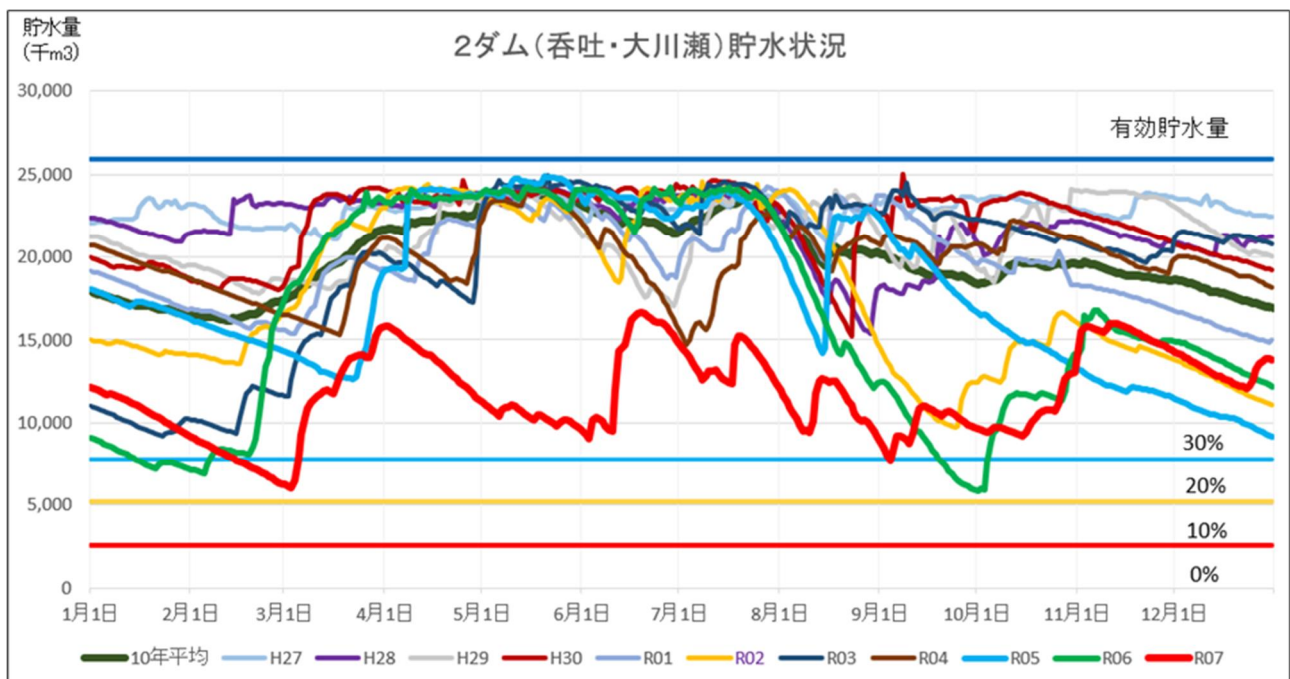
さて、ご存じのとおり昨年末からの少雨傾向及び期待していた前線による降雨も貯水率を回復するに至らず、東播地域の水源である大川瀬ダム、呑吐ダムの貯水量が日ごとに減少する状況です。

これからかんがい期にはいるため、このまま少雨傾向が続きますと、大川瀬ダムと呑吐ダムの合計貯水率が5月4日頃に40%、5月13日頃に30%、5月21日頃に20%を下回りその後の必要水量の送水が困難になると予想されますので、状況ご賢察のうえ、今後の節水対応につきまして、受水団体など利水者様との調整をお願いいたします。

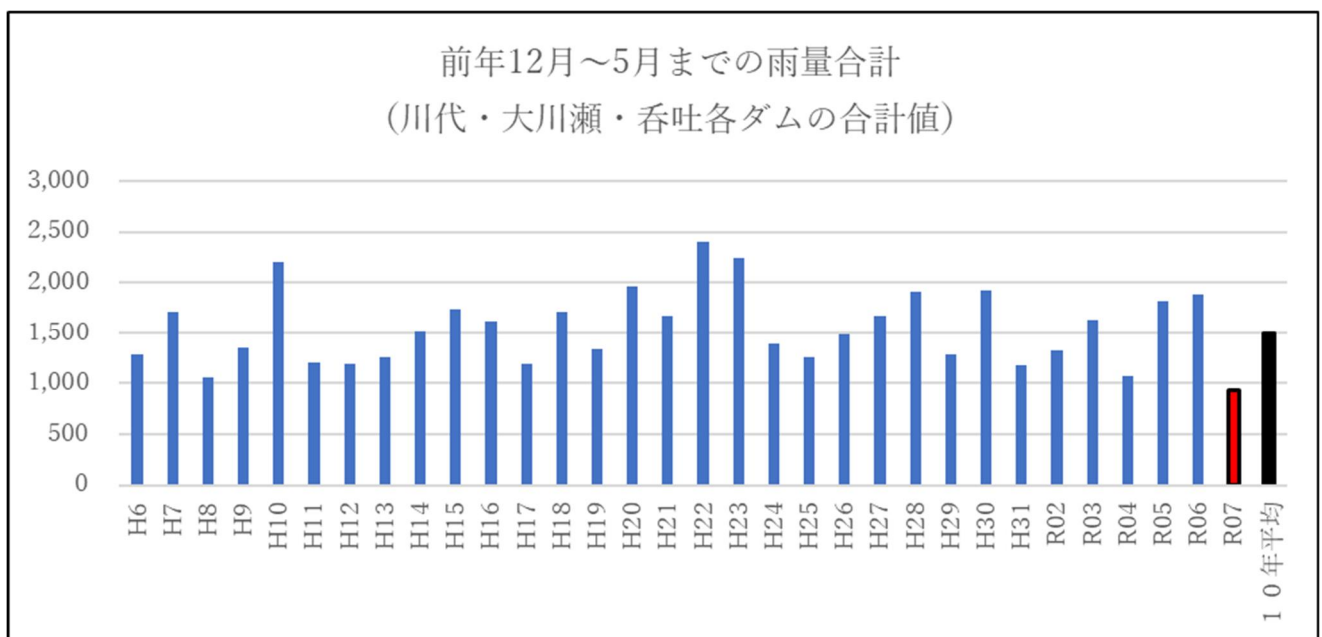
また、例年、かんがい期前には2ダム貯水率が90%以上に回復するのですが、無降雨状態が続いた場合、5月中旬には40%を下回ることが想定されたため、令和7年5月2日に第1回渇水調整会議を開催し、令和7年5月16日から2割カットの取水制限を実施することとなりました。

例年であれば、以下の【過年度2ダム貯水状況グラフ】に示すとおり、3月からの降雨により、十分な貯留回復ができる見込みでしたが、川代ダム、大川瀬ダム、呑吐ダム流域での前年12月～5月にかけての合計降水量は下図に示すとおり10か年平均（平成28年～令和7年）である1500mmに対し、937mmと非常に少なく、また平成6年からの各ダムにおける観測開始以降最低の降水量でした。

【過年度2ダム貯水状況グラフ】



【川代・大川瀬・呑吐における過年度降水量グラフ】



その後、6月9日に近畿地方も待ちに待った梅雨（平年より3日遅い）に入り、2ダム貯水率が60%に回復したことから、2割カットから1割カットの取水制限緩和に移行しましたが、6月27日には1951年（昭和26年）の気象庁の観測開始以降最も早い梅雨明け（平年より22日早い）となり、梅雨の期間としては2番目に短い期間でした。

そのような中、しばらく纏まった降雨も見込まれず、7月中旬には2ダム貯水率が45%を下回ることが想定されたため、7月11日より、2割カットの取水制限の再強化に移行するとともに、降雨があった際、川代ダムから24時間体制で可能な限り取水し、なんとか灌漑期を乗り切ることができ、ダムの効果を改めて認識したところです。

【令和7年度】

| 農・上 | 取水制        | 制限期間                 |
|-----|------------|----------------------|
| 農水  | 取水制限20%カット | 令和7年5月16日～令和7年6月16日  |
|     | 取水制限10%カット | 令和7年6月17日～令和7年7月10日  |
|     | 取水制限20%カット | 令和7年7月11日～令和7年10月31日 |
| 上水  | 取水制限20%カット | 令和7年5月16日～令和7年6月16日  |
|     | 取水制限10%カット | 令和7年6月17日～令和7年7月10日  |
|     | 取水制限20%カット | 令和7年7月11日～令和7年10月31日 |

### 3. 最後に

近年の気候変動により降雨の偏在化が深刻化してきており、洪水リスクのみでなく、渇水リスクも高まってきております。また我々が管理する施設は、高度経済成長期以降に作られた施設が多く、施設の老朽化も深刻化してきており、ダム管理では様々なリスクと向き合わなければなりません。今回の渇水対応は令和6年度に発生した渇水から令和8年1月現在も継続しており、東播用水土地改良区及び兵庫県企業庁を含めた関係者で継続して対応すべく協議を引き続き行っております。

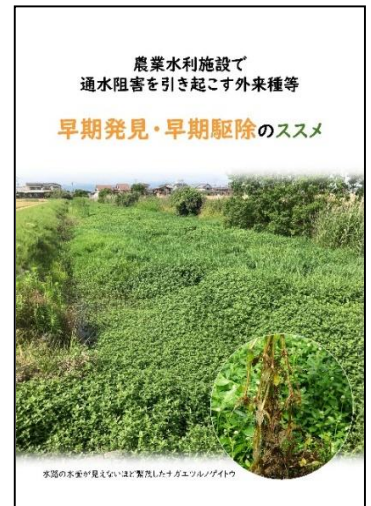
2ダム貯水率が低下し、取水制限が長期化すると断水を余儀なくされる自治体も出かねず、また農家の方々の生活に支障が発生するなど、影響は計りしれません。

今後も利水者とのリスク対話を通じ、節水に対する理解を深めるとともに、確実な取水を実行し、利水者に安心していただける管理を行っていく所存です。

# 外来種等が農業水利施設に及ぼす影響と対策の手引きの改訂

近年、農業水利施設において、外来水生生物（植物や貝類等）が大量増殖することに起因した、取水性能低下や通水阻害等が報告されています。

そのため、農林水産省は令和2年度からの調査により外来水生生物の発生状況や要因、効率的・効果的な対策手法について、標記手引きとして令和5年3月に取りまとめ、その後の追加調査成果や農研機構から公表された新たな知見等を反映した改訂版を令和7年3月に作成・公表しました。



簡易版パンフレット

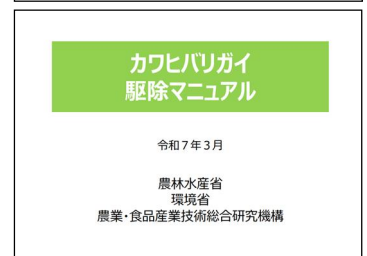
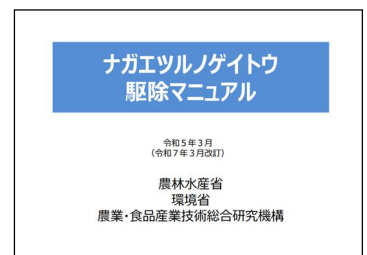
## 1. 記載内容及び活用方法について

本手引きでは、特に注意を要するナガエツルノゲイトウやカワヒバリガイを含む15種類の外来水生生物等の生態や見分け方のほか、通水阻害が生じた際の対策や施設の設計・更新時に留意すべき点、通水阻害が生じる前の予防段階の対策などを参考文献や事例を交えて整理しています。

主に土地改良区などの農業水利施設の管理者、土地改良事業の調査・計画・設計及び実施に従事する担当者が、外来水生生物による通水阻害対策の足掛かりとして活用することを想定しています。なお、近畿農政局管内では、ナガエツルノゲイトウの侵入が確認されていることから、積極的な活用をお願いします。

## 2. 早期発見・早期駆除が重要

現在、農研機構と国立環境研究所が中心となって化学的防除法等の研究も進められていますが、当面は人力や機械による物理的防除での対応が中心になると考えられます。農業水利施設への影響を最小限に抑えるためには「早期発見・早期駆除」が重要であり、自身の地域にも起こりうる事象と考え、地域で情報共有と連携を行い、外来水生生物の侵入・拡大の未然防止に努めましょう。



駆除マニュアル

## 3. 簡易版パンフレットと駆除マニュアル

本手引きの内容を抜粋した簡易版パンフレットのほか、ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル（改訂版）、カワヒバリガイ駆除マニュアルも取りまとめており、こちらも併せて御活用ください。



【公開先URL】

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo\\_hozen/gairai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/gairai.html)

# 新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）

食料・農業・農村基本計画は、施策の方向性を具体化するため、食料・農業・農村基本法に基づき政府が策定する計画であり、概ね5年毎に見直しています。

令和7年4月11日（金）、前年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村基本計画が改正されました。主な概要は以下のとおりです。

## 1. 食料安全保障の確保

農業の持続的な発展を目指し、農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上により「食料自給力」を確保します。また、新たな輸出先の開拓やインバウンドによる食関連消費の拡大などにより、「海外から稼ぐ力」を強化します。

食料システムの関係者の連携を通じ、食品等の持続的な供給のための取組を推進するほか、食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進、フードバンク等の食料受け入れ・提供機能の強化等を実施するなど、「国民一人一人の食料安全保障」を確保します。



## 2. 環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮

GX（グリーントランスフォーメーション：グリーンエネルギーを中心とした社会構造へ転換する取組）に取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン（仮称）」、新たな環境直接支払い交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進するほか、バイオマス・再生可能エネルギー利用等を農林水産漁業で循環する経済の取組を促進します。

多様な者の参画を得つつ、共同活動を行う組織の体制強化により、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進します。

## 3. 農村の振興

地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、「きめ細やかな中山間地域等の振興」を目指します。2025年5月に策定された「地方みらい共創戦略」に基づき、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、農村関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出します。

農泊や農福連携など内発型新事業による所得向上や、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を支えます。中山間地域等の振興のため、農村RMOを用いた集落機能の維持、地域の特色を生かした農業で稼ぐための取組を支援します。

## 土地改良法の改正（令和7年4月）

農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るため、令和7年4月1日に土地改良法が改正され、以下の措置が講じられることとなりました。

- 農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設の更新事業を実施できる制度の創設。
- 土地改良区が地域の関係者と連携して「連携管理保全計画（水土里ビジョン）」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みの創設。また、認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併の手続きを簡素化。
- 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業の実施主体に市町村を追加。また、同機構が所有権を有する農用地も対象に追加。
- 土地改良区が知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業の創設。
- 急施の土地改良事業に再度災害や老朽化等による事故を防止するための事業を追加。

## 新たな土地改良長期計画の策定（令和7年9月）

土地改良長期計画は、土地改良法に基づき、事業の実施目標や事業量を定めたもので、5年を一期として策定されます。令和7年9月12日に策定された新たな土地改良長期計画では、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間としており、事業を計画的かつ効率的に進めていくため、以下の4つの政策課題に取り組むことにしています。

<政策課題1：生産性向上等に向けた生産基盤の強化>

【政策目標1】農地の集積・集約化及びスマート農業の推進

に向けた基盤整備による生産コストの低減

【政策目標2】国内の需要等を踏まえた生産の拡大

<政策課題2：農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保>

【政策目標3】農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

<政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化>

【政策目標4】気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

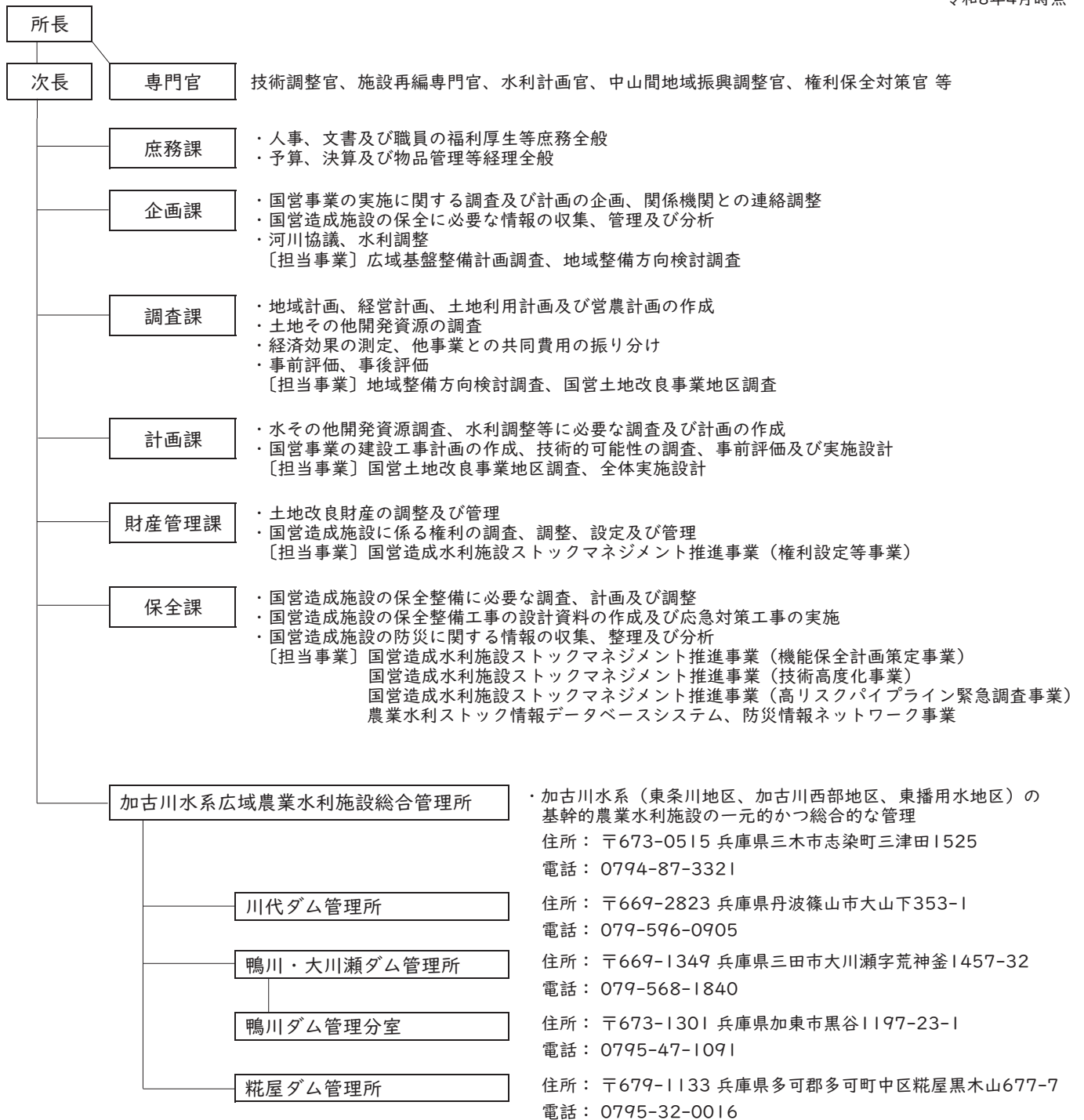
<政策課題4：農村の価値や魅力の創出>

【政策目標5】農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出



# 事務所の組織体制

令和8年4月時点



## <編集・発行>

農林水産省近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所

住所：〒612-0855 京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56  
(JR藤森駅、京阪丹波橋駅、近鉄丹波橋駅から徒歩15分)

電話：075-602-1313

URL: <http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kokuei/yodogawa/index.html>

